

大雨や大雪などの災害時のリダンダンシー確保のための 道路・鉄道の整備促進を求める意見書

本県の幹線道路・鉄道は、山あいや河川沿いの険しい地形を通過しているため、大雨や大雪等による災害の影響を受けやすく、災害時のリダンダンシー機能が極めて不十分である。

昨年の「平成27年9月関東・東北豪雨」においては、豪雨による事前通行規制により、本県と仙台市を結ぶ山形自動車道及び国道48号、本県と福島県を結ぶ国道13号が同時に全面通行止めとなり、広域的な迂回を余儀なくされ、経済・社会活動や観光等に多大な影響が生じたところである。

特に国道48号では、雪崩によって平成26年に10日間、平成27年に3日間にわたる全面通行止めが生じており、県民に多大な不便と不安を与えたことは、現在も記憶に新しいものである。

また、本県と宮城県を結ぶ仙山線でも、大雪による停電に伴い、平成26年12月に乗客が長時間降車できない状況が発生したほか、大雨や大雪等による運休が多発している。

加えて、本県の内陸地域と庄内地域を結ぶ国道112号においても、吹雪による視界不良に伴う通行障害が多発している。

よって、国においては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 大雨や大雪により、本県と県外を結ぶ交通網の寸断が近年頻発し、経済・社会活動や観光等に多大な影響が生じていることから、県民の生命と生活を守り、大雨や大雪などの災害時のリダンダンシーを確保するため、次の事業を着実に推進すること。
 - (1) 国道47号及び国道48号における大雨等による事前通行規制区間の解消に向けた道路整備及び雪崩対策などをはじめとした万全な雪寒対策
 - (2) 仙山線の安全・安定輸送の強化
- 2 本県の内陸地域と庄内地域を結ぶ国道112号の冬期間における安全・安心な通行を確保するため、万全な雪寒対策を行うこと。特に通行障害が多発している月山第一トンネル手前（山形側1km）の防雪対策を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月16日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
国土交通大臣	石井啓一殿

山形県議会議長 野川政文